

## 「住まいの安心 滋賀ネット」 規 約

### (名称)

第1条 本会は「住まいの安心 滋賀ネット」と称します。

### (目的)

第2条 本会は、事故抑制に資する品質の高い住宅の供給を図るため設置された「関西すまいづくり協議会」の支部団体として、各法令を遵守し良質な住宅を供給することを目的とします。

### (事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行います。

- (1) 会員に対する各種情報の提供
- (2) 会員に対する住宅関連技術等に係る研修会、セミナーの開催
- (3) 住宅瑕疵担保履行法への確実な対応と円滑な推進
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な事業

### (会員)

第4条 滋賀県内において住宅を供給する事業者で、本会の目的に賛同する者としてします。

### (入会)

第5条 本会への入会を希望する事業者は、入会申込書（様式1）を提出し、会長の承認を得ることとします。

### (変更の届出)

第6条 会員は、入会申込書に記載した事項に変更があった場合には、すみやかに所定の方法によりその旨を届け出ることとします。

### (退会)

第7条 会員は、退会届（様式2）を提出することにより、いつでも退会することができます。

### (入会費及び年会費)

第8条 本会の入会費及び年会費は無料とします。

### (品質管理基準の履行と適合性の確認)

第9条 本会は、「関西すまいづくり協議会」の定めた品質管理基準の会員への周知と、適合性の確認を行います。

### (役員)

第10条 本会に次の役員を置きます。

- (1) 会 長       1名
- (2) 副会長       2名以内

2 会長は理事長が務め、副会長は会長が委任する者としてします。

(会議)

第 11 条 会議は、必要に応じ会長が招集します。

(事務局)

第 12 条 本会の事務局は、一般財団法人滋賀県建築住宅センター内に置き、本会の運営に必要な庶務を行います。

(事業年度)

第 13 条 事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までとします。

(監査員)

第 14 条 本会に会長が委任する監査員を置きます。

2 監査員は、適時、会員（事業者）の把握、団体認定住宅の利用状況等について、適切に事務処理が行われているかを確認します。

(個人情報の取扱い)

第 15 条 本会の運営に当たり知り得た個人情報は、「センター個人情報保護規程」に基づき、適切に取り扱います。

(その他)

第 16 条 この規約に定めのない事項については、別途、協議し定めます。

付 則

本規約は、平成 28 年 4 月 1 日から施行します。